

揚貨装置運転実技教習、クレーン運転実技教習、移動式クレーン運転実技教習及びデリック運転実技教習規程の一部を改正する件 新
旧対照条文

○ 揚貨装置運転実技教習、クレーン運転実技教習、移動式クレーン運転実技教習及びデリック運転実技教習規程（昭和四十七年労働省告示第九十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>揚貨装置運転実技教習、クレーン運転実技教習及び移動式クレーン運転実技教習規程</p>	<p>揚貨装置運転実技教習、クレーン運転実技教習、移動式クレーン運転実技教習及びデリック運転実技教習規程</p> <p>（デリック運転実技教習）</p> <p>第六条 第一条から第三条までの規定は、デリック運転実技教習について準用する。この場合において、第一条及び第二条中「揚貨装置」とあるのは「デリック」と読み替えるものとする。</p>